



三田市通讯中文版

三田市政府消息【3月】

三田市公共会堂中心 〒669-1528 三田市駅前町2-1 キッピモール6階

电话：079-559-5023 / 传真：079-563-8001 / E-mail: machizukuri_u@city.sanda.lg.jp



住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化して、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けることができるように、住民税非課税世帯等に臨時特別給付金を給付します。

◆対象

①住民税非課税世帯

2021年12月10日時点で三田市に住民登録があり、世帯全員の2021年度住民税均等割が非課税または免除されている世帯

②家計急変世帯

2021年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、同じ世帯の全員が①と同様の状況と認められる世帯。

①②ともに住民税均等割が課税されている人の扶養親族等(注)のみの世帯は除きます。

(注)青色専従者(青色申告をする納税者の家族従業員として給与の支払を受ける人)、事業専従者(白色申告をする納税者の家族従業員)を含む

住民税非課税かどうかは個人情報のため電話等で答えることはできません。

◆給付額

1世帯につき10万円

◆申請方法等

①住民税非課税世帯

対象と思われる世帯には2月に市から確認書を送りました。給付の対象にあてはまるか確認してから、必要事項を書いて市へ送り返してください。

期限=2022年5月31日

②家計急変世帯

申請が必要です。

申請の受付は3月以降を予定しています。対象となる要件や申請方法などは、市ホームページなどを確認してください。申請は2022年9月まで受け付けます。

【問合せ】三田市臨時特別給付金コールセンター (Sandashirinjitokubetsukyufukin callcenter)

☎0120-333-510 平日9時~17時30分

FAX 079-562-1294



对于住民税非課税家庭等的临时特别补贴金

在新型冠状病毒肺炎感染症的长期影响下，为了让面临了多种困难的人能够尽快得到生活・生计上的支援，本市将给住民税非課税家庭等支付临时特别补贴金。

◆対象

①住民税非課税家庭

在2021年12月10日时在三田市有住民登记且家庭所有成员的2021年度住民税均等比例为非課税或被免除的家庭。

②家庭经济急剧变化的家庭

从2021年1月以后因受新型冠状病毒肺炎感染症的影响而家庭经济发生急剧变化且被认定为家庭所有成员处于跟①同样状况的家庭。

①和②都是只有被征收了住民税均等比例的人的抚养亲属等的家庭除外。

(注)包括蓝色专职人员(以蓝色申报纳税者的家属员工的身份领工资的人)和个人事业主专职人员(白色申报纳税者的家属员工)

因为住民税是否为非課税属个人信息，所以通过电话等方式无法回答。

◆补助金额

一户家庭支付10万日元

◆申请方法

①住民税非課税家庭

本市在2月份向被认为对象的家庭寄送确认书。确认是否符合补贴对象条件之后，请填写必要事项寄回给本市。期限=2022年5月31日

②家庭经济急剧变化的家庭

需要申请。

申请受理预定于3月以后开始。

关于对象条件或申请方法等信息请确认本市主页。

申请受理截止至2022年9月。

【问讯】

三田市临时特别补贴金呼叫中心

☎0120-333-510 工作日9点~17点30分

FAX 079-562-1294

※登載的各种活动等項目，因天气或传染病等万不得已的理由，有可能中止或延期，敬请谅解。

请在本市网页或向负责单位问询确认。

幼児教育・保育無償化について

子育て世代を応援し、経済的な負担を軽減するため幼児教育・保育の無償化を行っています。

事前に事務手続きが必要な場合があるため、注意してください。

◆対象の子ども

3～5歳児の子どもと住民税非課税世帯の0～2歳児の子ども

- ・3歳になった後の最初の4月から小学校就学前まで
- ・幼稚園と認定こども園(教育利用)は3歳になった日から小学校就学前まで

◆対象費用

- ①保育所、認定こども園、公立幼稚園の通常保育料
- ②就学前障害児の発達支援の利用者負担

◆手続き

手続きなし＝

- ①保育所、認定こども園、公立幼稚園の通常保育料
- ②就学前障害児の発達支援の利用者負担

手続きあり＝

認可外保育施設、預かり保育、市外施設等の利用者負担利用を必要とする月の前月(4月から利用の場合は3月末)までに下記へ認定申請が必要です。

※在籍園がある場合は園を通じて申請

【問合せ】保育振興課 (Hoikushinkoka)

☎079-559-5073 FAX 079-563-3611



关于幼儿教育・保育免费化

为了支援育儿中家庭并减轻其经济上的负担，本市实行幼儿教育，保育无偿化。

请注意，可能有时需要事先办理事务手续。

◆対象児童

3岁到5岁的孩子及不征收住民税家庭的0岁到2岁的孩子

- ・从满3岁之后的第一个四月份开始到小学入学前的孩子
- ・幼儿园与认定儿童园(利用教育部分)的孩子从满3岁那天起到小学入学前

◆対象費用

- ①保育所、认定儿童园及公立幼儿园的通常保育费
- ②就学前残疾儿的发育支援服务利用者负担金免费

◆手續

不需要办手續＝

- ①保育所、认定儿童园及公立幼儿园的通常保育费
- ②就学前残疾儿的发育支援服务利用者负担金

需要办手續＝

认可外保育设施，托管保育，市外设施等幼保设施の利用者負担費用

需要利用幼保设施当月的上个月之前(若从4月分开始利用须在3月末之前)需要向下列单位申请认定

※若已有在籍的幼保设施，请通过该幼保设施申请

【问讯】幼保振兴科

☎079-559-5073 FAX 079-563-3611

有关福利医疗费领取者证的更新

持有婴幼儿等医疗费领取者证，并于今年升上小学1年级、小学4年级的人，从4月开始更换领取者证，新的领取者证已于3月下旬发送。其他年龄・年级的人，请继续使用现在持有的领取者证。除了低所得家庭之外的小学生以上的孩子接受医疗时发生部分负担金。另外，在这个春天从初中毕业的年龄的人，持有领取单亲家庭等医疗或是重度障碍者医疗费补助资格的人，该制度的领取者证也已于3月下旬发送。

另外，从2021年10月对高中生等(相当于高等学校的在学期间的年龄的人)对保险范围内的住院医疗费个人负担部分予以全额补助。享受此补助请务必提交申请。

详情请向下列单位问询。

【问讯】国保医疗科

☎079-559-5049 FAX 079-559-2636

福祉医療費受給者証の更新について

乳幼児等医療費受給者証を持っていて、今年小学1年生、小学4年生になる人に、4月から受給者証の切り換えをするため、新しい受給者証を3月下旬に送付します。その他の年齢・学年の人は、今持っている受給者証を引き続き使ってください。小学生以上になると低所得者世帯以外は一部負担金が発生します。また、この春に中学校卒業の年齢の人で、母子家庭等医療または重度障害者医療の受給資格のある人へ、該当する制度の受給者証を3月下旬に送付します。

また、2021年10月から高校生等(高等学校の在学期間に相当する年齢の人)へ保険適用の入院医療費自己負担を全額助成しています。適用を受けるためには必ず申請が必要です。

下記まで問い合わせてください。

【問合せ】国保医療課(Kokuhoiryoka)

☎079-559-5049 FAX 079-559-2636



国民年金手帳が変わります

新しく国民年金の被保険者(1～3号)になった人に、日本年金機構から国民年金手帳が交付されていましたが、4月1日から年金手帳の代わりに「基礎年金番号通知書」が交付されます。既に年金手帳を持っている人は、今後も基礎年金番号を明らかにする書類として、引き続き使用できるので基礎年金番号通知書に変更する必要はありません。

【問合せ】西宮年金事務所

(Nishinomiyanenkinjimusho) ☎0798-33-2944



マイナポイント第2弾 実施中

マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、選んだキャッシュレス決済サービスで一定額のチャージや買い物をする、その決済サービスで使えるポイントがもらえます。

◆ポイントの付与額・対象者

最大5,000円相当のポイントがもらえます。

マイナンバーカード取得者で、マイナポイント第1弾(2021年12月末終了)を申し込んでいない人、またはこれからマイナンバーカードを取得される人

2021年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ人で、まだ20,000円のチャージや買い物を行っていない場合(最大5,000円分までポイントももらっていない人)は、2022年1月1日以降も引き続き5,000円相当までポイントがもらえます。

◆三田市では、マイナンバーカードを持っている人を対象に、職員が市役所のパソコンでマイナポイントの予約を手伝います。

・時間 平日9:30～15:30(予約不要)

・場所 市役所本庁舎1階ロビー

・必要な物 マイナンバーカード、数字4桁の暗証番号(利用者認証用の電子証明書)

【問合せ】

・消費活性化策・IDの設定に関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)

※音声ガイダンスに従って5番を選んでください。

平日：9:30～20:00 土日祝：9:30～17:30

総務省マイナポイントのホームページ

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

・マイナポイント事業に関すること

産業政策課(Sangyoseisakuka)

☎079-559-5085 FAX 079-559-5024

・マイナンバーカード・マイナポイントの予約支援に関すること 市民課個人番号カード交付担当(Shiminka kojimbango card kofutanto)

☎079-559-5106 FAX 079-559-5114



国民年金(养老金)手冊将改变

长久以来日本年金机构向新成为国民年金被保险者(1-3号)的人发放国民年金手冊,4月1日之后将发放基础年金号码通知书来代替年金手冊。

已持有年金手冊的人,今后也能够把它当做证明基础年金号码的资料继续使用,因此不必变更为基础年金号码通知书。

【问讯】西宮年金事務所

☎0798-33-2944

个人编号卡积分第2次 実施中

用个人编号卡预约并申请 MYNA 积分活动,且用你选择的无现金支付服务来充值或购物一定额度,将获得该支付服务上能够使用的积分。

◆付与积分的额度・対象者

最多能够获得相当于5000日元的积分。

对已持有个人编号卡且未申请 MYNA 积分第一次活动(2021年12月底结束)的人,或今后申办个人编号卡的人。

在2021年12月底之前已申请 MYNA 积分第一次活动的人,若还未充值或购物20000日元的状况时(未获得最多5000日元的积分的人),2022年1月1日之后也继续最多可以获得相当于5000日元的积分。

◆在三田市,对持有个人编号卡的人为对象,工作人员在市政府的电脑上帮您预约 MYNA 积分。

・时间 工作日9:30～15:30(无需预约)

・地点 市政府本厅1楼大厅

・必需品 个人编号卡、4位数的密码(使用者认证用的电子证明书)

【问讯】

・关于消费活性化策・设置 ID

个人编号卡综合免费热线

☎0120-95-0178 ※请按语音提示选择5。

工作日9:30～20:00

星期六日节假日:9:30～17:30

总务省 MYNA 积分的网站

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

・MYNA 积分事业的有关事项

产业政策科 ☎079-559-5085 Fax 079-559-5024

・有关个人编号卡・MYNA 积分的预约帮助

市民科个人编号卡交付担当

☎079-559-5106 FAX 079-559-5114

※登載的各种活动等项目,因天气或传染病等万不得已的理由,有可能中止或延期,敬请谅解。

请在本市网页或向负责单位问询确认。

乳幼児健診 3月

婴幼儿健康检查 3月

・感染症予防のため健診日時、受付時間を区切って予約制で開催します。日時厳守、感染予防策にご協力をお願いします。変更をご希望の方は下記までお問い合わせください。対象者には個別に通知します。

・健診までに母子健康手帳の保護者欄に必要事項を必ず書いてください。

・その他の母子保健事業については、三田市ホームページに載せています。また、追加で実施されることがあります。

・感染症対策や災害発生などにより、急に中止する場合があります。ホームページでご確認ください。

<http://www.city.sanda.lg.jp/kosodate/ninshin/index.html>

・为了预防传染病，我们将把健康检查日期，挂号时间隔开，并采取预约制。请严格遵守时间，配合预防感染的对策。如果希望变更，请向以下单位问询。

・我们将个别通知体检对象。

・在健诊前请务必在母子健康手册的家长栏里填写必要事项。

・有关其它母子保健事业，会登载在三田市网页。可能会再追加实施。

・有可能因传染病防控措施或发生灾害等原因而突然中止。请在本市网页确认。

<http://www.city.sanda.lg.jp/kosodate/ninshin/index.html>

| 事業名 事业名称 | 実施日 实施日期 | 対象 对象 | 持ち物 携带物品 |
|--|------------------------|--|---|
| 4か月児健診 4个月儿童健診 | | 保健センターでの集団健診に代わり、医療機関での個別健診をご案内します。対象者には3カ月になる月に個別に通知します。詳細は通知をご確認ください。 代替保健中心の集体健康检查，为您介绍医疗机构的个别健康检查。在婴儿出生后满3个月的月进行个别通知。详细情况请确认通知。 | |
| 9か月児健診 (9～10か月児) 9个月儿童健診 (9～10个月儿童) | 3/1, 15 (火 星期二) | 2021年5月生まれ ※人数制限の関係上、前後することがあります。 2021年5月份出生 ※因为有人数限制的关系、可能会有提前或推后的情况。 | 母子健康手帳、問診票、バスタオルを持参 携带母子健康手册、问诊票、浴巾 |
| 1歳6か月児健診 1岁6个月儿童健診 | 3/8, 22 (火 星期二) | 2020年8月生まれ ※人数制限の関係上、前後することがあります。 2020年8月份出生 ※因为有人数限制的关系、可能会有提前或推后的情况。 | |
| 3歳児健診 3岁儿童健診 | 3/2, 16, 23 (水 星期三) | 2019年1月生まれ ※人数制限の関係上、前後することがあります。 2019年1月份出生 ※因为有人数限制的关系、可能会有提前或推后的情况。 | 母子健康手帳、問診票、目と耳に関するアンケート、尿5cc、バスタオルを持参 携带母子健康手册、问诊票、有关眼睛、耳朵的问卷、5cc的尿、浴巾 |



【問合せ】すくすく子育て課（三田市保健センター）
(Sukusukukosodateka) (住所：川除675)

【问讯】健康育儿支援科（三田市保健中心）
(住所：川除 675)

☎079-559-5701 Fax 079-559-5705

☎079-559-5701 Fax 079-559-5705

外国人住民のための「よろず相談窓口」

为外国人的「万事通咨询窗口」

日常生活でわからないことや困っていることなどの相談に、お気軽にご利用ください。相談は無料です。相談内容の秘密は守ります。

在日常生活当中遇到不知道的事或困难的时候，请随时来咨询。费用免费。对咨询内容严守秘密。

■日時＝毎月第2水曜日と第4土曜日
10時30分～12時30分

■日期与时间＝每月第2个星期三和第4个星期六的
10点30分～12点30分

★3月は9日(水)、26日(土)です。

★3月份的咨询安排在9日(星期三)和26日(星期六)。

■場所＝まちづくり協働センター(電話相談も可能。)

■地点＝三田市公共会堂中心(同时接受电话咨询。)

■対応言語＝日本語、中国語、英語
(その他の言語は、事前に相談してください。)

■可以利用翻译服务的语言＝日文、中文、英文(如果希望利用其他语言翻译服务,请事先向下列单位问询。)

【問合せ】国際交流プラザ(Kokusaikoryu Plaza)
10時～17時 火曜休(昼休みを除く)
☎079-559-5164 Fax 079-559-5173
Email kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp

【问讯处】国际交流广场
10点～17点 星期二休息(午休除外)
☎079-559-5164 Fax 079-559-5173
E-mail kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp



灾害时的紧急信息避难信息等，向您的手机邮件提供及时正确的讯息。

在“兵庫防災网(Hyogo Emergency net)”上赶快登记吧。<http://bosai.net/e/>